

# 申 入 書

(原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に対する  
東京電力の抵抗・拒否について)

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

平成26年4月15日

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団（原発被災者弁護団）

団 長 弁 護 士 丸 山 輝 久

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-16第2升本ビル5階

TEL 03-3502-8507

FAX 03-3502-8555

## 〔申し入れの趣旨〕

東京電力に対し、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に対して回答期限内に回答すること、和解案を真の意味で尊重することを強く指導するよう申し入れます。

## 〔申し入れの理由〕

- 1 当弁護団の扱っている、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」といいます。）への和解仲介手続申立事件の多くで、東京電力は、センターから正式な和解案が提示された後に、「上申書」等を提出して、和解案の内容に異論を述べたり、センターに再考を求めるとする対応を取っています。  
中には、和解案に対する諾否の回答期限が2週間以内とセンターから指定されていたにもかかわらず、東京電力が和解案に対する異論を何度も書面で述べ、最終的に受諾するまで約3か月間もかかったケースもあります。
- 2 東京電力がこのように和解案に対してセンターの指定する回答期限までに回答せず、和解案に対して異論を述べることは、いたずらに和解仲介手続を引き延ばし、被害者救済を遅らせるものです。センターは、正式な和解案を提示する前に、申立人・東京電力の双方が主張立証をする機会を十分に与えていますので、こうした引き延ばしには正当な理由がありません。
- 3 つい先日も、当弁護団が関与する飯館村蕨平地区住民の集団申立てにお

いて、東京電力は、センターから指定された2週間の回答期限ぎりぎりに「上申書」を提出し、和解案への諾否を明言しないまま、自社の見解に固執して和解案に異論を述べ、センターに対し、和解案の再考を求める、などと述べています。

- 4 現在までのところ、東京電力は、当弁護士団が関与している事案では、回答期限までに回答せず、抵抗しつつも、最終的にはほとんどの事案でセンターの和解案を受諾しています。しかし、最終的には受諾したとしても、センターの指定した回答期限を遵守せず、和解案に異論を述べて受諾を渋る東京電力の対応は、被害者の不信や不安を増大させるものです。
- 5 また、毎日新聞等の報道によれば、平成26年2月26日現在で、センターの正式な和解案を東京電力が最終的に拒否した事案が15件存在し、これらはいずれも東京電力の従業員やその家族による申立てであるとのこと。
- 6 東京電力の従業員や家族も、避難を強いられる、家族がばらばらになる、など様々な面で原発事故による大きな被害を受けています。被害者が東京電力の従業員や家族であることを理由に東京電力が和解案を拒否し、一般の被害者と取扱いを異にしているのは、不当な差別です。
- 7 東京電力は、平成25年12月27日付け「新・総合特別事業計画」（平成26年1月15日認定）でも、「3つの誓い」として、「原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続の迅速化に取り組む」旨を誓約しています。

しかし、上述したように、東京電力は、実際にはセンターの和解案に対して多くの事案で抵抗を示し、さらに一定の事案では拒否をしています。

このような東京電力の対応は、前記の誓約に反するものであり、センターにおける和解仲介手続をいたずらに引き延ばし、さらにはその意義を失わせるものであって、強く批判されるべきものです。

- 8 以上の次第で、経済産業大臣におかれては、東京電力に対し、センターの和解案に対して回答期限内に回答すること、和解案を真の意味で尊重することを強く指導いただくよう、申し入れる次第です。

以上

〔本申し入れについてのお問合せ先〕

弁護士事務局長 弁護士 秋山 直人（03-3580-3269）